

財團
法人
東京市
政調
査會

京都市企畫部長 中村三之助

京都市の新瓦斯報償契約に就て



京都市の新瓦斯報償契約に就て

中村 三之助

公共團體と瓦斯、電燈、電車等の企業者との間に道路其の他の占用使用に關して古くから所謂報償契約なるものが締結せられてゐるのである。而して其の内容は公共團體に於て會社がその營業の爲に道路其の他を占用、使用することを承認すると共に會社企業の獨占性を保障するに對し、會社より一定の金額(所謂報償金)を納付せしめる外公共團體が會社の事業經營に對して或種の監督權を留保するにある。かゝる契約は電氣事業法、瓦斯事業法、道路法等の施行の結果其の存在價值が失はれたるやに思はれるが、然し此等の法律は全國の此種企業を一樣に律するが爲各都市に存する特殊的事情に適合しない場合があるので、此等の法律施行後に於ても尙從來と同様報償契約なるものが締結せられてゐる。所が此の報償契約なるものゝ法律上の性質、殊に道路法施行後に於ける其の效力等に就ては我實際界、學界何れに於ても未だ有權的解

釋乃至定説なき爲從來公共團體と企業者との間に屢々紛議を生じてゐるのであるが、其の都度兩者の歩み寄りの妥協に依り一時的の解決を見たに過ぎなかつたのである。

二

京都市に於ても明治四十年京都瓦斯株式會社との間に略々他都市と同内容の契約を締結し今日に及んだのである。即ち之に依れば市は

一、其の所有又は管理に屬する道路、橋梁、土地等の使用又は工作物其他の物件の附替等に関し正當の便益を無償で會社に附與し

二、一般市税を除くの外會社に對し特許料、免許料、其の他の料金又は特別税を課せず

三、自ら新なる瓦斯事業を經營せず且他の瓦斯事業企業者に對して道路等の使用を許可せざる

等の義務を負ひ之に對し會社は

一、毎決算期に於ける總益金中より總損金を控除した残額の百分の五に相當する金額を市に納付し

二、總益金中より總損金を控除した残額より右の納付金、最少法定準備金及拂込株金に對する年率一割に相當する金額を控除するも尙剩餘あるときは會社は其の剩餘額の四分の一に相當する金額を市に納付し

三、道路、橋梁、公園其の他市有財産又は營造物に供給する瓦斯料金として市に請求する金額は普通料金より二割を減じ

四、會社の資本金の増加、資本金の半額を超える社債の募集、會社の營業開始三ヶ年經過後の瓦斯料金の値上等に付ては市の同意を受ける

等の義務を負ふことを骨子とし、其の他會社開業の日から二十五年經過後に市が會社營業の全部又は一部を買收せんとするときは會社は之を拒むことを得ない旨を定めてゐる。要するに此の契約は瓦斯事業の公益企業たるに鑑み其の公益性と企業性、即ち市の公益擁護と會社の利潤追求との謂はゞ自治的緩衝地帯として締結されたものであつて、道路占用料の一方的設定主義に代ふるに報償金に依る相互協調主義を以てし創業期に於ける瓦斯事業の保護助長に資するを第一義としたものである。斯くて會社の營業の發展に伴ひ道路占用延長及報償金も漸次増加し、昭和十一年度末には會社の道路占用延長は四十三萬千餘間となり、報償金亦二十七萬八千九百圓となつたのである。然るに會社は昭和十一年下期より從來の配當年率一割二歩を、一割に引下げ、又メートル料並に熱量に付一部改善を爲したといへ、昭和十二年四月に二百萬圓の拂込金を徴し、之に對しても一割の配當を爲した爲に報償金は昭和十二年上期には八萬八千七百十圓餘、同下期には七萬七千六百七十四圓餘、合計十六萬六千三百八十五圓に低下し、従前に比し年額約十萬圓の減少を見るに至つたのであるが、他方道路占用延長は昭和十二年度には五十萬二千餘間となり、前年度末に比し實に七萬千餘間の増加となつたのである。此處に於て京都市長は會社社長に對して報償契約締結の精神に基き新報償契約成立までは昭和十一年度の報償金額を最低報償金額とされ度き旨申入れたる所、社長は既存契約を楯に之を拒否したのである。依つて市では種々研究の結果既存契約は後述する如く存続期間の満了に因り當然其の效力を失へりとの見解の下に當時會社より道路占用の繼續許可願が提出せられてゐたので、市長は道路管理者としての立場から昭和十三年二月十八日道路占用に關し市と會社との間に特に契約締結なきに於ては占用料免除の詮議爲し難きを以て、若し會社に於て契約締結の意思あらば至急何分の處置あり度旨社長宛通知を發したのである。これに端を發し同年三月以來市と會社との間に數回折衝が行はれ、新契約に就いての交渉あり、其の間市より所謂報償金として(一)會社總收入金の一割及(二)會社の總益金中より總損金を控除した残額より(一)の報償金、最少法定準備金及拂込株金に對する年率六分の配當金を控除するも尙剩餘あるときは其の剩餘額の三分の一

を市に納付する新契約案要項を提示したが、協議まとまらず、遂に會社は七月五日文書を以て從來の報償契約は有效なりとし、只報償金を幾分増額する意味に於ての契約改訂なるに於ては、近時契約を改訂した他都市の例を參照して協議する用意ある旨を通告し來つたのである。此のやうに市と會社とは契約自體の根本に付全く相反する見解を有することが明となつたので、市長は同年七月二十二日占用期間を五年一ヶ月、占用料年額は特に瓦斯事業の公益性に鑑み京都市道路占用規程に定むる占用料率の五割を減じたる額、即ち八十六萬二千七百六十八圓九十四錢の條件を附して道路占用繼續許可處分を爲し、同日昭和十三年三月一日より三月三十一日迄及同年四月一日より九月三十日迄の分に付納額告知處分を爲したのである。之に對して會社は一方八月一日附を以て右道路占用繼續許可處分に附した條件の取消を求むる訴願を提起し、他方七月二十九日京都市並に道路管理者たる京都市長を被告として舊契約に規定する法律關係存在確認請求訴訟を京都地方裁判所に提起したので市も亦之に應訴し、九月二十三日其の第一回準備手續が開始され、爾後準備手續は四回に亘つて開かれたが新契約締結の兆が見えた本年二月四日に至つて訴訟休止の手續が採られた。尙市に於ては七月三十日を納期として納額告知した道路占用料金五十萬圓餘を期限に至るも會社が納付しないので八月十三日之が滞納處分を斷行して收納したのである。

斯くて市對會社は遂に正面衝突となつたが、前述した様に報償契約の性質、效力等に付我國に於ては未だ定説がないので問題の解決は或は數年に亘るのではないかと思はれたが、十三年末吉野元商相の調停に依り新契約を締結して和解せんとする議が起り、翌十四年一月に兩者の間に調停案の原則が成立するに至つたのである。其處で市は一月下旬市會協議會に右調停案の根本原則を提示した處、協議會は之を承認し、會社重役會も亦該調停案を承認したので、引續き兩者の間に於て細目に關する協議が行はれ、二月十九日に至り細目協定が成立し、同日問題は事實上解決したのであつて、殘された問題は只其の成立した細目協定を如何に條文化するかと言ふことのみとなつた。其處で市及會社としては新しい契約文を作成す

る此の機會に從來法律上兎角議論となつた幾多の疑義を一掃し、將來再び紛争を惹起することのないやう總ゆる觀點から研究の上作成した契約書を市では三月八日の市會に、會社では五月一日の株主總會に夫々付議決定したのである。

三

右の様な經過を辿つて出來た契約は從來の報償契約に比し如何なる點に特異性があるか、これを理解するが爲には從來の報償契約に於て如何なる點が紛争の原因をなしてゐたかを知ることと便とする。

大正十年に生じた東京市と東京瓦斯株式會社との間の紛争に於ては、會社は道路法施行後は東京市は道路管理權を失ひたる爲、報償契約の主たる内容を成す道路等の占用を許可すべき義務を履行するを得ざるに至り、本契約は其の效力を失ふに至つたと主張し、東京市は道路の管理權は會社の謂ふ通であるけれども道路法第六十六條、第六十七條に依り既往の道路使用は管理者の許可を得たる占用と看做され、右の法文に依り報償契約は尙有效なりとし、更に本件契約の市の義務に屬するものは私法上の債務の目的と爲すことが出來ないもので、本件契約は私法上の契約ではない。即ち本件は會社の承諾に基く一定條件の下に道路等の特別使用を會社に特許した行政處分に外ならないと主張したのであるが、京都市對京都瓦斯株式會社間の今回の争に於ては其の理由は異なるが市は契約無効(失効)を主張したのに對し、會社は契約の有効を主張したのであつて、其の概要は次の通りである。

第一 會社が市長の處分を違法なりとする理由

一 會社が當初京都市府知事より受けた營業許可期限は三十年であつたが、之は瓦斯事業法の施行に依り無期限となつたから營業許可期限の満了を理由として契約の失効を主張するのは正當でない。

二 有効期間は契約に定め置くべきに之を定めて居ないのはその效力を營業に依存せしめ、營業が續く限り契約も亦

有效ならしめる趣旨と解す可きものである。又營業許可期間たる三十年が契約の有効期間なりとせば、昭和十二年二月を以て期限到来の筈なるに昭和十二年の上期及下期の報償金に付、前者は同年九月に、後者は翌年三月に之を收納してゐるのは、十二年二月後も契約が有効に存続してゐるのを市自らも認めてゐる證據ではないか。

三 市は契約に依り會社に對し道路占用を拒否するを得ないのであるから、各道路占用許可に附せられた期限は特定區域に付公益上必要ある場合に許可せざることを得べき爲、一應の期限を附したに止り、又占用許可期限を營業許可期限と歩調を一にせんとしたものとは事實上一年の喰違あり、會社の營業が瓦斯事業法施行に依り無期限となつた以上は、同法施行前に指定した占用期限も無期限となつたもので、之を理由として契約の失效を主張し得ない。

四 道路法施行後も同法第六十七條及市長が本契約を實踐的に承認し來つたことに徴し、本契約は市長をも拘束するものであり、又道路占用料は京都市の收入となるのであるから、京都市が之を收入取得するを得ない場合には當然徵收することを得ないものと解すべきだから、本契約の存続するに拘らず行政官廳としての權限に基き、市長が道路占用料を徵收し得るとするのも正當でない。

第二 會社が市長の處分を不當なりとする理由

一 報償金は實質的には道路占用料と同一物であるが、今回の道路占用料は從來の報償金に比し數倍の値上となり、破壊的なものである。

二 昭和十年及十二年に供給條件の改善を爲し、年額約二十五萬圓に相當する實質的料金値下を敢行し得たのは報償契約の存したが爲であり、又主務省が此の會社の處置を是認したのも、報償契約の存在を前提としたものであるに拘らず、今市長が此等の事情を無視して契約の失效を主張するは不穩の態度である。

三 會社は名古屋、神戸等に比し營業條件悪しきに拘らず供給條件良く、又報償金の純益金に對する割合は右各市に

比して高い。或は一割の株主配當は高きに過ぐるとする者あらんも、大阪、名古屋、神戸の同業者の現時の配當率は皆一割を常則としてゐる。

四 報償契約の期間満了の際に於ける他都市の例は何れも報償契約を捨てないのに、京都市長が契約に期限の定がないにも拘らず、占用料を賦課したのは大都市の態度として遺憾である。

五 京都市道路占用規程に定むる占用料率の高率なること、及瓦斯事業の性質よりして同規程は瓦斯事業に對しては適用なきものと解すべきであり、殊に占用料は利益金に比例して率が定められるものでないから、報償金よりも相當低率なるべきである。

六 今回の占用料を納付するの止むなきものとせば、會社は其の存立の必要上其の供給條件を低下するの止むなきに至るべく、又市當局の今回の處分に依り、株價は一夜にして十圓餘も暴落したる事實あり、市當局の主張が認められるものとせば金融方面にも重大な影響を及ぼすこととなるべし。

といふのであるが、これに對し市長の辯明は

第一 市長の處分を違法なりとする點に付き

一 報償契約の如き長期の繼續的契約に期限の定がないときは何時でも解約の申入を爲し得て、當事者は不安定の狀態に在ることとなるから存続期間を定むるのを常則とし、本件に於ても契約締結當時の當事者の意思は會社營業許可期限即ち營業許可の日より三十年を以て契約の有効期間とする意思であつたと解すべく（道路占用許可期間が一年長きは瓦斯管の撤收に要する期間を一年と見たものであらう）従つて後日當事者の意思に依らずして契約の存続期限が無期限に變る理由はない。

二 報償契約があつても、會社が特定の道路を占用するには管理者の占用許可處分（契約上の義務の履行としての）を

必要とするが、道路法施行後は道路管理權が市長に移つた結果、市は斯る行政處分を爲し得ないこととなり、即ち契約中の重要な要素である此の義務を履行し得ないこととなつたので、同法施行と共に契約は無効となつたものである。

三 道路法施行前會社に許可せられた道路の占用は道路法第六十七條に依り其の效力を持続する事になり、之に對して會社が報償契約は失効してゐるが依然道路を占用してゐるが爲に報償金を納付して來たものであり、之社會正義上當然である。道路法施行後新に道路占用を會社が出願した場合に、市長が無料占用を認めたのは右の報償金を事實上納付してゐること、及道路法第二十九條の精神に基いて爲したのであつて、決して契約に拘束されたが爲ではない。尙會社の爾餘の理由は何れも契約の有効を前提とするものであるから辯明の要はない。

第二 市長の處分を不當なりとする點に付き

一 會社保護を目的とする報償契約の下に於ける報償金と會社が隆盛となつた今日、新な見地に立つて課した道路占用料とを比較するのは妥當でないと共に、會社は之を納めても尙優に五分乃至六分の配當を爲し得るのであつて、決して破壊的なものでない。

二 昭和十年及十二年の供給條件改善に依り、實質的に年額約二十五萬圓の料金値下をしたりと謂ふも、十一年下期に配當率を一割二歩より一割に引下ぐる代りに、十二年四月に二百萬圓の拂込を徴し、之に對しても一割の配當を爲して株主の收入減を補ひ、爲に前述した様に報償金を年額約十萬圓減少せしめ、結局供給條件改善に因る損失の半を市に轉嫁せしめたのであつて、供給條件の改善も報償契約の存在を前提として可能であるとするのは、之に依り其の損失を市に轉嫁せしめ得る爲である。

三 會社の營業條件は他都市に比し地理的事情よりして原料の搬入、副産物の搬出に不利であり、且京都市が工業都

市でない關係上、軍需工業の餘澤を蒙むことの少いと言ふ様な不利な點もあるが、又本市住民は移動性に乏しい爲、不斷に確實なる需用家を擁し、更に平和産業地なることよりして、景氣、不景氣に依る影響少き等有利な點もあり、供給條件も六大都市中に於ては必ずしも最低ではない。報償金と純益金の割合も十二年度上期には東京瓦斯、同下期には東邦瓦斯は夫々京都瓦斯を凌駕し、又株主配當も一割を常則とするものでなく、一割以下の配當を爲す瓦斯會社も多數存在する。

四 報償契約を捨つることに付ても、素より徒に事を好んだものでなく、會社に誠意のなかつた爲に已むなく此の措置に及んだのである。

五 京都市道路占用規程を瓦斯會社に適用すべきものでないとする理由は毫も存しない。其の占用料率も必ずしも高率でなく、特に今回は其の五割減を賦課したものであるから決して不當ではない。又占用料は報償金よりも低率たるべしとするに至つては之を駁する價值もない。

六 今回の占用料を納付するも、尙五分乃至六分の配當をすることが出來得るにも拘らず、其の存立を保つ爲に供給條件の低下するの止むなきに至るべしとするは、正に百萬市民に挑戦するものと云ふべく、又株價の十圓程度の變動も各種の社會經濟情勢の多少の變動に因り屢々見るところである。

以上が訴願に於ける兩者の主張であるが、訴訟では訴願で問題となつた諸點の外、更に本件契約の法律上の性質等に付て、大要次の様な論争が行はれた。即ち會社は

一 本契約は私法上の契約である。國と雖も私法上の契約を締結することが出來ることは異論のない所である。従つて行政機關は公物の公用を妨げない限度に於ては、公物に付私法上の使用權を目的とする私法上の契約をも締結出來ない理由はない。又契約成立當時の當事者の意思を其の當時の諸般の事情から考察すれば、當事者は明に私法契約とし

て成立せしめたのである。

二 道路法施行後は、行政廳たる市長も當事者として本契約に羈束せられるに至つたものである。即ち道路法施行前、市が會社に對して負擔せる義務を同法施行後行政廳たる市長が免責的に引受け、會社が之を承認して行政廳たる市長も本契約の當事者として参加するに至つたのである。

と主張するに對し市は

一 本件は私法上の契約の如き外觀を有するも、市と會社とは對等の關係で之を作成したものではなく、當初會社設立發起人總代より市に提出した道路等の使用願に對する許可の方法として作成されたもので契約ではない。若し假に契約なりとするもその目的は道路の特別使用即ち公法上の關係を定むるものであるから明に私法上の契約ではない。

二 道路管理者たる市長は道路に關する私法上の契約を締結する權限を有しないから本契約の免責的引受を爲す法律上の適格を有せず、又引受を爲した事實もない。従つて道路管理者としての市長は本契約の當事者ではない。

と反駁したのである。

四

有効期間に關する規定のなかつた舊契約が會社の營業許可期間の満了により失効したか何うかは新契約文の作成に方つては只契約の存續期間を明定して置く必要があると云ふこと以外に多くの意義を持たないが、上述せる訴願訴訟に於ける兩者の主張によつても明かなやうに、所謂報償契約なるものが道路法、瓦斯事業法殊に道路法との關係上有効に成立し得るや否やが議論の中心をなすので、この點が新契約文の作成に方つて最も研究せられた所である。言ふまでもなく報償契約は市に於ては會社が道路其の他を其の營業の爲に占用、使用することを承認すると共に、會社企業の獨占性を保障するに對し

會社より市に對し一定の對價(報償金)を納付する外、市が會社の營業に付て或種の監督權を留保することを主たる内容とするのである。だから(一)道路その他を會社がその營業の爲に占用、使用することを市が承認する行爲は法律上有效なりや否や、若し有效なりとすれば其の承認は法律上如何なる性質を有するや、(二)市が會社の企業獨占性を認むることが法律上有效なりや、更に(三)會社が市に納付する所謂報償金の性質如何、最後に(四)市が會社の事業經營に付、或種の監督權を留保することが瓦斯事業法との關係上、果して可能なりや否や等が問題となるのである。

第一 會社がその營業の爲に占用又は使用を必要とする目的物の主たるものは勿論道路であるが、その他公園堤塘等所謂公物と稱せられるものもあり、又純然たる財政財産を成してゐる土地もある。而してこれ等占用又は使用の目的物はその法律上の性質を同うしないから、その占用又は使用を市が承認することが法律上有效か否か、有效なりとすればその法律上の性質如何といふことは、これを一律に論ずることは出来ない。占用又は使用の目的物の如何に依つて各別に検討するを必要とする。

一 道路及其の附屬物は現行道路法の解釋上では、國家の營造物であることに對しては殆んど疑問の餘地がない。だから市道につき市長がその管理者となつてゐるのは、公共團體である市の代表者たる資格に於てではなく、國家の機關たる地位を有する市長として、道路の管理權を有してゐるのであると解すべきである。國家機關としての市長が管理する道路の占用を承認(道路法に謂ふ許可をも含む)することは其の地位に於ける市長の權限であつて、公共團體である市自體は之に關しては何等の權限をも有するものではない。だから市は會社に對し道路の占用そのことを許容する承認を與へんとしても、それは自己に權限のない事項について承認を與へんとするもので、之正に法律上不能の事項を目的とするものと云ふべく、従つてその承認が行政處分の形式に於てなされやうと、或は公法上の契約(公法上の契約なるものが現行法制上認められるかどうかは議論の餘地はあらうが、假りに認められるとしても)の形式を採

つても、或は又私法上の行為として爲されやうとも、法律上何等の效力を生じ得ないことは言ふまでもないのである。

二 公園堤塘等にして其の所有又は管理の権限が市に屬する公物については、市はその公物本來の目的を害せざる範圍に於て、會社に對し其の特別な使用を許容し得ることは言ふまでもなく、その許容の形式の最も一般的なもののは許可處分(行政處分)である。

三 市の所有又は管理に屬する純然たる財政財産を成す土地については特別の事由なき限り、市は自由に其の使用を許容することが出来る。而して其の使用許容の形式用語が如何やうであらうとも、その法律上の性質、效力等は特殊の場合に例外があるかも知れないが、先づ私法上の關係と見て間違ひはない。

所謂報償契約は以上のやうな其の性質の異なつたものゝ占用又は使用を形式上一箇の法律行為としてまとめなければならぬのであるから、法律上から見て相當の無理が伴ふのは寧ろ當然であつて、其の性質、效力につき幾多の疑義の生ずるのは止むを得ないところであらう。

そこで新契約文を作成するに方つては特にこの點に意が用ひられ、從來の報償契約についていだかられてゐた幾多の疑義を一掃することが重大なる使命とされたのである。ところが會社が其の營業の爲に必要とする占用又は使用の目的物の大宗は何と言つても道路である。だから新契約に於ては、先づ如何にして會社が一定の金額を市に納付することにより道路を其の營業の爲に占用し得るが如く定めるかについて努力が拂はれた。

既に述べた如く道路は國家の營造物として、國家自身が其の管理權を有してゐるのであるから、市は會社に對して道路の占用そのことを許容する権限がない。そこで考へられるのは、市が會社に對して道路の占用そのことを許容するのではなく、會社が其の營業の爲に必要とする道路の占用を道路管理者から許容せられることを市に於て確保するに對し、會社が市に對して一定の金額を納付するといふやうに定めることである。このやうに定めるとしてもその定め方に二つある。

(一)は會社が市に一定の金額を納付する對價として、會社が其の營業の爲に必要とする道路の占用を爲し得ることを、市に於て擔保即ち保證することであり、(二)は會社が其の營業の爲に必要とする道路の占用が許容せらるゝことに付き市に於て協力するに對し、會社より市に一定の金額を納付することである。而してその何れの場合に於ても會社が市に納付する金額は、契約に於て定められた一定のものであることを要するから、會社が契約に依り市から保證せられ、又は市の協力を得ることによつて爲す占用については、道路占用料が徴收せられざるものであるべきであるが、併し道路占用料を徴收するか否かは道路管理者の權限に屬するのであるから、市としては道路の占用料の徴收、不徴收を定め得ないし、又定めたところでそれは法律上無効である。市の定め得ることは(一)會社が道路管理者から無償にて道路の占用が許容せられることを市に於て保證し、若し會社が無償にて道路の占用を許容せられないやうな場合には、市は會社が徴收せられる占用料相當額を會社に對し損害賠償として支拂ふやうにするか、(二)或は又道路の占用が無償にて許容せられることについては、敢て保證するのではないが、若し會社が道路の占用について道路管理者から占用料を賦課徴收せられるやうなことがあつた場合には、市は其の收納した占用料は之を會社に返還するやうにするか、(三)或は又契約に定めた納付金を賦課せられた道路占用料相當額について免除し、若し賦課せられた占用料が契約に定めた一定額以上に及ぶときは、その超過額に相當する金額を市が會社に交付するやうにするかである。而して後の二つの場合は市が會社に對し、道路が無償にて占用し得ることを擔保したものではないから、市が會社に返還又は交付する占用料又は占用料相當額は市が損害の賠償として爲すのではないこと言ふまでもなからう。

市と會社とが以上何れかを其の内容とする私法上の取り定め、即ち契約を締結することは法律上可能(有效)であると思ふ。蓋し從來の報償契約に於て其の法律上の性質、效力について議論のあつたのは(一)市が會社に對し、會社が其の營業上必要とする道路の占用を承認してゐるが、道路の占用の承認(道路法に謂ふ占用許可)は公法上の關係である。私法上の契約

を以ては直接公法上の法律効果を発生せしめ得ないから、若し所謂報償契約が私法上の契約であるとするならば、公法上の法律効果である道路占用権の発生を目的とする所謂報償契約はその意味に於て無効であると論じ、(2)當事者が法律上無効であることの明な法律行為を爲したとは考へられないから、吾々は法律行為を解釋するに方つては、其の形式用語に囚はれることなく、その法律行為の内容に相當する法律上の効果が有効に發生するやう解釋しなければならぬ。所謂報償契約は道路の占用それ自體を許容すること、即ち會社に對し道路占用権それ自體の發生を目的とするものではない。只市が會社に對し道路の占用を許可するの義務を負擔するに過ぎないもので、言はば婚姻の豫約のやうなものである。従つて私法上の契約として有効であると論じ、(3)假令市が道路の占用それ自體を許容するものでなく、只將來會社より請求があつた場合は會社に對し、道路の占用を許可するの義務があるのみであるとするも、道路の占用許可そのことは公權の發動であるから、かゝる公權の發動が私法上の義務の目的となり得るものでない。従つて婚姻豫約の如きものであるとするも無効なりとなし、假りに有効であるとするも道路法施行後に於ては、市は道路の管理權を失つたから會社より請求せらるるも道路の占用を許可することが出来ないこととなつた。即ち市は會社に對して負擔してゐる主たる義務を履行することが出来なくなつた。而もこの義務履行の不能は法律の結果であつて、當事者の責に歸すべき事由に因るものではないから、報償契約は道路法の施行により全部無効となつたと論じ、(4)道路の占用それ自身を許容することを内容とする場合は勿論、道路の占用を許可する義務を内容とするものでも私法上の契約としては無効である。所謂報償契約は其の形式用語からすれば一見私法上の契約の如きであるが、所謂契約の内容を成してゐる事項に相當する法律上の効果を有効に發生せしめんとせば、其の法律上の性質は之を行政處分と理解するにあらざれば到底説明し得ないと論じ、(5)報償契約が私法上の契約として無効であることは(1)及(4)の説と同様であるが、それを有効なものであると説明するが爲に、それを行政處分であると論ずるのは當事者の意思に反するから、報償契約はどこまでも契約として理解すべきである。而も私法上の契約

として無効であるならば公法上の契約と解してもよい。現行法制の下に於て公法上の契約を認めた規定はないが、これを禁止した規定もないから公法上の契約と認めて差支へないとなすのであるが、會社は市に一定の金額を納付し、市は會社が其の營業に必要な道路の占用を許容されることに協力若くは擔保すると言ふが如き事項を内容とするのであるならば、道路の占用それ自身を許容するものでもなく、又道路の占用を許可することを義務として負擔するものでもない。道路の占用に關すること、即ち公權の發動それ自體は道路管理者の自由であつて市はこれに何等關與するところがない。只道路管理者が契約に豫定した如き行動、即ち道路の占用を許容することを市は會社に對して擔保(保證)し、或は協力するに過ぎないのであつて、かゝる事項は毫も公序良俗に反することなきが故に、契約自由の原則上當然契約をなし得るからである。

新契約第一條第一項は、市は會社が其の營業の爲に必要とする道路の占用が許容せられるやう協力することとした。この規定のみであるとすれば、市は只會社が道路を占用し得ることにつき協力するに過ぎないが故に、道路の占用について會社が道路占用料を徴收されても、市には何等の責任がないこととなり、それでは所謂報償契約は會社が市に對し一定の金額(報償金)を納付することにより、道路其の他を占用し得ることを内容とする其の性質に反するから、會社が道路を占用するに方つて、道路占用料を徴收せられるやうな場合には報償金の方で市は其の相當額を免除し、若し徴收せられる占用料が報償金より多い場合には其の超過額を市は會社に交付することとしたのである(契約第三條)。

新契約では會社が其の營業の爲に占用又は使用することを必要とする目的物の大宗である道路の占用に付て、市と會社との間に於て私法上の契約を締結するといふ方針を採つた。既に新契約は私法上の契約であるといふ方針を採用した以上その他の事項についても亦この方針に従はねばならないことは言ふまでもない。

市の純然たる財政財産を成す土地については、市が私法上の契約を以て會社に對し、これが使用を許容し得ることは既に

述べたところである。私法上の契約を以て使用を許容し得る以上、將來其の使用を許容する義務を負ふことも亦可能であることは言ふまでもない。公物以外の市の財政財産を構成する土地、工作物について市が會社に對し、其の使用を承認する旨を規定した契約第一條第二項はかゝる見地から理解すべきである。

ところが公園堤塘等公物の使用を許容するの行爲は行政處分であるとするならば、使用それ自體を許容することは私法上の契約を以ては爲し得るところではないし、假令爲しても無効であるが、其の請求ある場合將來使用を許容するの義務を負担することを内容とする私法上の契約を締結することも亦無効であるかどうかは、議論の存するところであるけれども、新契約第一條第二項は有效なりとの前提の下に作られた。

契約第二條に依り明かな如く本契約に於ては市が會社に對し、道路其の他の占用又は使用それ自身を許容したのではなく、會社が其の營業の爲に占用を必要とする道路については會社が道路法其の他關係法令に従つて、其の使用許可を道路管理者に願出でた場合に、其の占用が許可せられるやう協力するの義務を負ひ、公園其の他については、市は只其の使用を許可するの義務を負ふに過ぎないのである。

公園、堤塘等公物については尙疑問の餘地はあるが、報償契約の眼目である道路の占用については一應紛争の原因を絶ち得たと思ふ。

第二 此の種契約に於ては、會社企業の獨占權は普通契約の存續期間中市自らは瓦斯事業を經營せず、又他の瓦斯事業者に對しては、道路其の他の占用又は使用を承認しないと言ふ形式で認められて居り、新契約でも略々同様の形式でこれを認めた。併し元來市には公共事務を處理する權能が認められてゐるから、公益上必要ある場合には自ら瓦斯事業の經營も爲し得る譯である。即ち公企業を經營するか否かの決定は公權力の發動である。然るに今契約に依り其の有效期間中は假令公益上、市が瓦斯事業を營むことを必要とする場合に於ても之を經營しないこと——勿論瓦斯事業法第十七條の規定及買収に

關する契約條項に依り買収は出来るが——を約することはこの公權力の發動を私法上の契約で左右せんとするものであり法律上は其の効力がないと言はねばならない。又他の瓦斯事業者に對しては、道路其の他の占用又は使用の承認を與へないと言ふ點も、主務大臣の許可を得て營む公企業に必要不可欠の道路の占用を拒否することは、道路法第二十九條により出來ないこととなつて居り、更に瓦斯事業法第六條に瓦斯事業者は必要ある時は管理者の許可を得て、或は若し管理者が正當の事由なくして拒んだときは主務大臣の許可を得て、道路法に依る道路以外の道路其の他を使用し得ることを定めてゐる點から考へて、之亦法律上有效なものとはなり得ないとするのが正當のやうに考へらる。従つて新契約第四條の「市ハ本契約期間内ハ自ら瓦斯事業ヲ經營セズ又他ノ瓦斯事業者ニ對シテハ第一條所定ノ協力又ハ承認ヲ爲サザルモノトス」の條項は「協力ヲ爲サザルモノトス」と言ふ點を除いては無効のものであると思はれるが、實際問題としては瓦斯事業の經營は瓦斯事業法第三條に依り主務大臣の許可を要するから、京都市域内で京都瓦斯株式會社とは別に新に京都市又は他の者が瓦斯事業を經營しようとしても特別の事情のない限り主務大臣の許可を得ることは不可能であらうから支障はないであらう。

第三 所謂報償金の性質に關しても種々議論はあるであらうが、結局實質的には道路占用料、公共營造物の使用料及純然たる市の財政財産に對する賃貸料の合したものであるとするのが妥當である。瓦斯事業法に於ても右の見解を採り同法施行令の附則に瓦斯會社が同法施行の際に現に河川、溝渠、道路(道路法に依らない道路)其の他公共の用に供せられる土地の使用に關して其の管理者に納付する金銭は之を其の使用料と看做す旨を定め、又大正十二年三月十三日の貴族院に於ける瓦斯事業法案特別委員會に於て政府委員も報償金は道路、其の他營造物市有地等の使用料、賃借料等の性質を有するものであると考へてゐる旨を明言してゐる。

所謂報償金の性質にして右の如しとすれば此の納付金の外に占用料及使用料を徴收することは一の占用又は使用に對し

二重に料金を徴収することになり、衡平の觀念に反するのみならず、此の種契約の本來の趣旨も亦會社は納付金を納付する代りに占用料使用料等を徴収されないと云ふ點にあるのだから、二重徴収は嚴に避けねばならない所である。然るに道路占用料は管理者たる行政廳の統轄する公共團體の收入となるものではあるが、之を徴収すると否とは道路管理者の權限であるから契約に於て道路占用料を徴収しないものと定めるのは前に述べた道路占用許可の場合と同様、道路管理者の權限侵犯となり無効たるを免れない。之と關聯して從來の契約に於て市は會社に對して道路其の他の占用又は使用に關し一般市税以外の特別税を賦課しない旨を定めてゐるのも、市が法律に依り與へられた市税特別税の賦課と言ふ重要な公の權能を一會社との契約に依り拋棄するもので、之亦法律上許さるべき處ではない。其處で新契約文の作成に方つては、道路占用料使用料特別税等の賦課徴収の問題には全然觸れず、若し會社が此等のものを賦課徴収された場合には納付金と差引し、尙前者が後者よりも多額の場合には其の差額は市より會社に對して補償する方針を採り、之を新契約第三條に於て規定した。

此の第三條の規定に依れば全然道路管理者の權限には關涉せず、道路管理者は道路法の制約の下に自由に道路占用料を徴収するや否やを決定し得ると共に市自體としても特別税、使用料の賦課徴収權を拋棄して居らないから此の點に付ては問題は生じない。

又會社にしても將來此等のものを賦課徴収され、之を納付する様なことになつても其の納入額に相當する金額を契約に依る納付金より免除を受け、且つ超過する場合には超過額だけは市より交付されるのであるから實際上の會社の負擔は契約に定められた納付金を限度とすることになる。此の様に形式上納付金を納付せしむると共に他方道路占用料等を賦課徴収しようとせば賦課徴収し得るやうな建前を採るのは觀念的には前述した納付金と占用料等の二重徴収の形にはなるが、契約を私法上のものとする方針を採る以上止むを得ない結果である。

第四 瓦斯事業は瓦斯事業法に依り主務大臣の監督に服するものであるから、契約に依り市が會社營業に付監督權を留保するも、それは大臣の監督權に關係なき範圍に於てのみ效力を有するに過ぎない。 瓦斯事業法第十七條ノ二第一項に依れば市町村と瓦斯事業者との間の事業經營に關する定に基いて市町村又は瓦斯會社が相手方に對し、要求し又は承認を求めた場合に協議が調はなかつたときは主務大臣が之を裁定することになつておるが、同條第二項には瓦斯事業法又は同法に基いて發する命令に依り主務大臣の認可又は許可を受くべき事項には第一項の規定を適用しない旨を定めて居り、且つ瓦斯料金、瓦斯供給條件の設定變更、資本の増加等は主務大臣認可事項になつて居るから、此等の事項に付市が監督權を留保した場合に於て若し會社が市の承認を得ずに主務大臣の認可を得たときは會社は契約違反の責を負ふが料金、供給條件の設定變更資本の増加自體は有効である。尤も料金の設定變更の認可は主務大臣が關係市町村の意見を徴することになつて居り（瓦斯事業法第十二條第二項）、又資本増加に付ても市町村と瓦斯事業者との間に市町村の承認を要する旨の定めあるときは主務大臣は其の市町村の意見を徴することになつてゐる（瓦斯事業法施行令第五條）から、此の資本増加に付ては之に關して契約で定めて置くことも敢て無意味ではない。更に瓦斯事業法第十二條第三項に依り主務大臣が瓦斯料金其の他の供給條件に關し積極的に命令を發し、又は處分する場合にもその事項に付契約で定があるときは同法施行令第四條に依り商工大臣が内務大臣に協議する義務を生ずるのみである。要するに市が會社營業の監督權を留保することは直に無効ではないが、上述した様な事項に付監督權を留保しても主務大臣の方より進んで命令又は處分を爲したとき及び會社が契約を無視して認可、又は許可の申請をなしたときは其の行爲自體の效力を左右し得るものではない。

五

以上を以て法律上の諸問題に關する説明は一應了つたことと考へられるので、最後に所謂報償金に付て若干の考察を試

みようと思ふ。

從來公共團體と企業者との間に於て所謂報償契約に關して紛争を惹起したのは其の法律上の性質、效力等が明かでないことに基因はするが、其の遠因、動機を成してゐるものは常に經濟問題特に報償金の額についてである。京都市對京都瓦斯會社間の今回の紛争も亦冒頭に述べた様に其の例に洩れないのである。

從來の契約に於ては報償金は専ら會社の利益金を標準として定められてゐた。これは報償契約が何れも會社創業時に締結せられたので會社の事業經營を保護するの趣旨を以てせられたものであるが、事業の經營が長きに亘り既に其の基礎の確立せる後に及んでは創業時に締結せられた契約の精神を以て報償金を定むべきではない。

會社は市が巨費を投じて築造したる道路其の他を其の營業の爲に占用又は使用してゐるのであるから、これ等の占用又は使用に對して一定の對價(報償金)を支拂ふのは當然であり、正に營業費の支出と見るべきである。従つて會社が營業を擴張し、事業が隆昌となるに伴れ其の營業費たる報償金が増加するに至るは自然の理である。既に營業費と見る以上會社に利益があると否とによつて其の支出又は支出の額が決定せらるべきではなく、營業費たる道路其の他の占用又は使用の對價を支拂つて後利益の有無を計算すべきが理の當然と言へよう。併し瓦斯事業の如きは大都市に於ける市民の生活必需品を供給する事業を經營するのであるから、報償金が過大な爲會社事業の經營を困難ならしめるやうなことがあつてはやがてそれは會社の瓦斯供給條件の惡化となり、市民生活に惡影響を及ぼすことになるが故に、會社に對しても或一定率の利益を保障し、會社に於てその率の利益を收め得なかつた場合はその率に至るまで報償金を減免するが如く定むべきであらう。而してその保障すべき一定の率は社會情勢により變化すべきもので今茲に幾何が相當であるかは斷定し難い。

新契約に於ては大體右の精神の下に報償金を算出するやう定めた(第五條乃至第八條)のではあるが、種々の事情から右の精神が現實の上に明かにされなかつたので、従つて各條を合理的に説明することを得ないのは甚だ遺憾である。

六

要之、新契約に於ても會社事業の獨占權の保障、道路以外の公物の使用承認の條項、報償金算定の標準に關する規定等尙ほ相當議論の餘地のあることはこれを認めざるを得ないが、道路法施行後に於ける報償契約は其の内容に於て從來のそれと全然其の趣を異にせざるを得ないことが明にされたことと思ふ。即ち從來の報償契約は前にも屢述せる如く、市が會社に對し會社が其の營業の爲に必要とする道路其の他を占用又は使用することを承認するの外會社事業の獨占權を保障し、會社は市に對して一定の金額(報償金)を納付するの外市が會社事業について或る種の監督權を留保するにあつて、所謂報償金は市が會社に對して道路其の他の占用又は使用を承認するの對價たる性質を有してゐたのであるが、道路法施行後に於ては市は會社に對して道路の占用を許容するの權限なく、寧ろ會社は道路法に依り其の事業の爲必要ある場合は特別の事由なき限り道路を占用し得る(道路法第二十九條)を以て特に契約を以て市より道路占用の承認を得るの要なく、又會社事業の獨占權を市が保障するが如き、或は又道路占用料を徴収するや否や及其の額を制限するが如きも報償契約を以てしてはその目的を達し得ざるが故に、從來の報償契約が第一次的目的としたところは殆んど失はれたものと言ふべきである。然るに今尙ほ所謂報償契約が締結せられるのは何故であるか。之他なし、報償契約は單に公共團體が道路其の他の占用又は使用に對する對價を得、企業者が對價を支拂ふことにより道路其の他を占用、使用し得るの權利を取得するのみが其の使命ではなく、市民の日常生活を保護するといふ重大なる使命があるからである。惟ふに瓦斯及電氣の供給事業の如きは大都市市民の生活必需品の供給を爲すものと言ふべく、其の經營如何は直ちに市民の日常生活に影響を及ぼすのである。故に會社事業が合理的に經營せらるゝことは市民の日常生活の立場から望ましいことであり、市は市民の日常生活を保護する上から會社の事業經營に發言權を有つことが要求される。而して會社が其の營業の爲道路其の他を占用又は使用

する場合に其の對價である占用料又は使用料は營業費たる性質を有することは前に述べた通りであるが、其の營業費が一定してゐることは會社が其の事業の經營計畫上必要であらう。然るに道路其の他の占用又は使用に對する占用料其の他の料金が一定してゐないときは會社事業の經營計畫が甚だしく不安定なものとなる。そこで會社も亦それ等占用料其の他の料金が一定することを希望する。かゝる兩面の要求と希望を満たすことが新契約の使命であり、精神であらねばならぬ。従つて報償契約は市に於ては其の收入の増加のみを圖るが如き態度を採るべきではなく、會社亦株主の利益のみを追求すべきでもなく、兩者をして市民の福利を念として市民の生活必需品を供給する公共事業の共同經營者たらしむるの作用を営ましむるが如くしなければならぬと思ふ。かゝる見地から新契約は今後の報償契約の進むべき方向につき一の示唆を與へたものではなからうかと信ずるものである。

新 契 約 文

京都市(以下單ニ市ト略稱ス)ト京都瓦斯株式會社(以下單ニ會社ト略稱ス)トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 市ハ會社が其ノ瓦斯事業經營上必要トスル瓦斯傳送管ノ埋設其ノ他ノ施設ヲ爲ス爲現ニ京都市長(以下單ニ道路管理者ト略稱ス)ノ管理ニ屬シ又將來屬スルコトアルベキ道路並ニ橋梁其ノ他ノ附屬物ヲ占用シ得ルコトニ付協力スルモノトス但シ道路管理者ニ於テ公益上正當ノ事由ニ依リ其ノ占用ヲ許可セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

市ハ會社が前項ノ目的ノ爲ニ現ニ其ノ所有若ハ管理ニ屬シ又將來屬スルコトアルベキ公園、堤塘、水部上其他ノ土地、工作物ヲ使用スルコトヲ承認スルモノトス此ノ場合ニ於テモ前項但書ノ規定ヲ準用ス

第二條 會社ニ於テ前條ノ占用又ハ使用ヲ爲サントスル場合ニハ關係法令又ハ市條例、市規則ノ定ムル所ニ從ヒ占用又ハ使用ノ許可ヲ受ケ其ノ命令ニ從フベキモノトス

第三條 會社が第一條ノ占用並ニ使用ニ對シ占用料其ノ他ノ料金又ハ一般市税以外ノ市税ヲ市ニ納入スル場合ニハ第五條乃至第八條ノ納付金ニ付市ハ會社ニ對シ其ノ收納相當額ヲ免除スルモノトス

前項ノ納入金ガ第五條乃至第八條ノ納付金額ヲ超ユルトキハ市ハ其ノ超過額ヲ會社ニ交付スルモノトス

第四條 市ハ本契約期間内ハ自ラ瓦斯事業ヲ經營セズ又他ノ瓦斯事業者ニ對シテ第一條所定ノ協力又ハ承認ヲ爲サザルモノトス

第五條 會社ハ各營業期ニ於テ其ノ總收入金額ニ對シ左ノ率ニ依リ算出シタル金額ヲ市ニ納付スルモノトス

三百五十萬圓以下ノ金額	百分ノ四、五
三百五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ四、〇
四百五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三、五
五百五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三、〇

前項納付金ノ一ケ年總額ガ金三十萬圓ニ達セザルトキハ金三十萬圓トス

第六條 會社ハ各營業期ニ於ケル株主配當金總額ノ十分ノ一ヲ市ニ納付スルモノトス

第七條 會社ノ各營業期ニ於ケル積立金、退職手當基金、役員賞與及交際費、繰越金當期増加分等之ニ類スルモノノ總額ガ純益金ノ四分ノ一ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ一ヲ市ニ納付スルモノトス但シ純益金ノ四分ノ一ヲ超過スルコトニ付特ニ市長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 會社ハ前三條ノ外各營業期ニ於テ金五萬圓ヲ市ニ納付スルモノトス

第九條 前四條ノ納付金ハ定時株主總會終了後七日以内ニ之ヲ納付スルモノトス

第十條 會社ハ左ノ事項ニ付テハ豫メ市ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 會社ノ資本金ヲ増加シ又ハ減少スルコト
- 二 拂込資本金ノ二分ノ一以上ニ當ル社債又ハ借入金ヲ爲スコト
- 三 會社財産ノ二分ノ一以上ヲ義務履行ノ擔保ニ供スルコト
- 四 瓦斯料金ノ値上ヲ爲スコト
- 五 會社ノ營業種目ヲ變更スルコト
- 六 事業ノ廢止、讓渡ヲ爲シ又ハ會社ノ合併解散ヲ爲スコト

第十一條 市ニ於テ會社ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス前項ノ買收價格ハ京都市内

市政の基礎知識

以下隨時追刊
最近刊行六輯
四六判・紙幀美裝
叢書

財團法

東京市政調査會發行

1 都市問題概説

弓家七郎述 P.56 ¥.15 円.03

文化社會に於ける都市の地位を眺め、所謂都市の概念を社會學的に定め行政區劃上の都市を比較考量し、統計より都市をのぞき世界商都市の發達趨勢、原因より將來を案じ大都市發達の限度、都市生活の特性、其の他都市に生起する諸問題を概観してゐる。

2 地方自治の沿革

龜卦川 浩述 P.84 ¥.20 円.03

先づ舊藩時代の自治を述べ、自治制度布までの歴史を概説し、所謂三新法時代の自治組合や地方議會の片鱗、地方の負擔状況を概観し、舊市郡町村制度の自治制度成立時代を経て現行市郡町村制、町村制に至る經過及内容を叙し最近の趣向を瞥見してゐる。

3 都市計畫

弓家七郎述 P.96 ¥.25 円.03

都市計畫の重要性より説き起し、定義、目的、内容、發達の趨勢を概見し、我國都市計畫の沿革及現狀、區域決定標準、地域制建築物、街路等に於て叙し、價值、限度、分效より大、小都市計畫を比較検討し、地方計畫に及び、昭和8年7月決定の都市計畫標準を附録した。

4 都市の財政

岡野文之助述 P.77 ¥.20 円.03

憲法及國庫について述べ、現収入と税外収入を比較検討し且その主要項目につき詳述し、市有財産、都市計畫財政、公營企業財政に關し、市債十九億円の重慶、市の豫決算の有する意義、特異點、會計監査制度の範圍現狀等を明瞭してゐる。

5 東京都制問題

龜卦川 浩述 P.41 ¥.10 円.03

真正公平なる立場より、東京都制の制定實施が熱望される理由を尋ね、今日迄の經過を概見し、府府案、東京市政調査會案、最近の地方局二試案、牛塚東京市長案の主要内容の比較考察を行ひ區域、都長、權限、議決機關等主要論點を明瞭してゐる。

6 都市の人口

近刊

7 市制の大要

龜卦川 浩述 P.92 ¥.25 円.03

先づ市制の市の基本法たる地位を概見、市の區域、住民、公民に付、或は市會及市參事會並市長と補助機關の選任、組織、職權限に付、市の權能の種類限界、市の負擔、市の收入及豫決算、市の監督機關及監督方法、特別組織等に付條文を引き根據を明かにしてゐる。

8 都市の公益企業

岡野文之助述 P.123 ¥.30 円.03

先づ都市生活に公益企業より説き起し、その發達、形態、形態、特許、買収、施設、經營、料金、課税等につき詳し更に眞實價額、會計制度助成、管理、労働問題及附屬問題に關し、進んで監督機關、報償契約、公益企業法案の大要を明瞭してゐる。

ノ株式取引所ニ於ケル會社株式ノ既往三年間ノ平均相場ニ依リテ之ヲ定ム若シ其ノ平均相場ガ會社ノ既往三年間ノ平均配當年率ノ二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍ヲ以テ買收價格ノ標準トス

第十二條 會社ハ道路、橋梁、公園其ノ他市有財産、營造物及市立小學校ニ供給スル瓦斯料金ニ付普通料金ヨリ二割ヲ減ズルモノトス

第十三條 道路管理者又ハ市ニ於テ道路、橋梁、溝渠其ノ他土地、工作物等ニ關スル工事ヲ爲スニ當リ既設瓦斯管ノ位置變更、取除或ハ補強工事ヲ必要トスルトキハ會社ハ其ノ費用ヲ以テ直ニ之ヲ爲スモノトス

會社ガ其ノ瓦斯事業經營上必要ナル瓦斯傳送管ノ埋設其ノ他ノ裝置ヲ爲スニ因リ道路管理者又ハ市ニ於テ特別ナル施設ヲ爲ス必要ヲ生ジタル場合ニハ會社ハ之ニ要スル費用ヲ負擔シ且之ガ爲市ノ受ケタル損害ヲ賠償スルモノトス

第十四條 會社ハ第五條乃至第七條、第十條第三號及第十一條ノ計算ニ關シ證明ノ義務ヲ負フモノトス

市長ニ於テ前項ノ證明十分ナラズト認ムルトキハ市ハ會社ノ文書、簿冊ヲ検査スルコトヲ得ルモノトス

第十五條 本契約ハ有効期間ヲ昭和十四年二月一日ヨリ滿十ヶ年トス但シ本契約期間内ニ於テ會社ガ年率一割ヲ超ユル株主配當ヲ爲サザリシトキハ仍十年間其ノ效力ヲ有ス

第十六條 左ノ場合ニ於テハ市ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

一 會社ガ本契約ニ定ムル義務ヲ履行セザルトキ

二 會社ガ一月以上休業シタルトキ但シ天災其ノ他不可抗力ノ場合及主務大臣ノ命令ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 本契約ハ市ガ市會ノ議決ヲ得會社ガ株主總會ノ承認ヲ得タルトキハ昭和十四年二月一日ヨリ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

右契約ヲ證スル爲本證二通ヲ作製シ各一通ヲ領置スルモノトス



都 市 問 題 パンフレット

各冊二十頁乃至六十頁の普及版
執筆者は斯界の權威揃ひ
一冊一研究の叢書

現代都市は、物質的にも精神的にも、
國家活動の源泉である。同時に都市社會
の不安は、國家社會の一大脅威である。
一國の政治經濟文化の上に於て現代都市
の占むる此の重大なる地位は、文明の進
化につれて駁々手として止むことなき都
市の膨脹發展によつて愈々其の重要性を
加重する。

現代都市が商工文明の所産たるの特質
より生ずる凡ゆる禍害は到底避くべから
ずとして絶望的所説をなすものがある。
果して此の禍害より都市を濟ひ、市民生
活の福祉の増進を期することは不可能で
あるか？ 否、最近の衛生統計や社會調

査がその可能を實證してゐる。

さはいへ學問と技術とを基礎とする都
市政策の遂行によつて矯正されねばなら
ぬ社會缺陷は尙ほ幾多殘されてゐる。こ
れ等缺陷に對しては都市自體の躍進的發
展、社會變遷、經濟的推移、政治思想の
變化に應じて速かに適切妥當なる方策を
以て臨まねばならぬ。

「都市問題パンフレット」はこの必要に
應ずる即効的資料である。簡潔低價の小
冊子ではあるが、近時特に多端を加へ來
つた都市問題界に本叢書の演ずる役割は
決して小さくないであらう。

財團 東京市政調査會

麹町區日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

No. 7	法學博士 關	下水道事業の經濟 (再版)	P. 26 10 sen
No. 13	池 田 宏	公益企業概念と其諸問題 (再版)	P. 34 10 sen
No. 14	池 田 宏	自治制發布記念日設定論 (再版)	P. 52 20 sen
No. 16	醫學博士 藤原九十郎	都市塵芥の處理方策	P. 57 20 sen
No. 17	醫學博士 藤原九十郎	都市の空中淨化問題	P. 65 20 sen
No. 20	東京市政調査會	市吏員の銓衡方法と試験問題 (七版)	P. 187 50 sen 平6 sen
No. 21	池 田 宏	報償契約に就て (再版)	P. 21 10 sen
No. 22	木 村 尙 一	本邦無軌條電車の實績	P. 42 20 sen
No. 23	池 田 宏	上水道の法律統制	P. 56 20 sen
No. 24	池 田 宏	都市計畫の將來と地方計畫	P. 42 20 sen

No. 25	池 田 宏	都市災害防備策	P. 92 30 sen
No. 26	近 藤 操	東京都制問題小史觀	P. 38 20 sen
No. 27	前大阪市長 關 一	都市制度論	P. 47 20 sen
No. 28	醫學博士 宮島幹之助	都市の結核豫防に就て	P. 50 20 sen
No. 29	東京市政調査會	東京市政の現状	P. 65 20 sen
No. 30	鈴 木 武 雄	「地方信用金庫」創設論	P. 32 20 sen
No. 31	大 塚 辰 治	大阪市の事務改善運動	P. 45 20 sen
No. 32	馬 場 銀 太 郎	上海市の沿革とその特殊性	P. 38 20 sen
No. 33	醫學博士 藤原九十郎	都市の騒音防止問題	P. 41 20 sen
No. 34	農商務省 地方局長 坂 千秋	東京都制案要綱に就て	P. 35 20 sen

財法 國人

公 益 企 業 二 關 ス ル 調 査 報 告

公益企業法	案	(單行刊行)	菊三判 三四〇頁	定價一、五〇錢 送料一、四錢
第一編				
第一冊	公益企業ニ關スル調査經過報告	四六倍判 一一二頁	非賣	
第二冊	公益企業法案附屬命令案	四六倍判 一二八頁	非賣	
第三冊	公益企業法案理由書	四六倍判 三〇二頁	非賣	
第四冊其一	現行主要公益企業法規要項比較	四六倍判 三四頁	定價三、三〇錢 送料一、〇三錢	
第四冊其二	現行公益企業法規類集	菊三判 一七〇頁	定價七、七〇錢 送料二、二錢	
第二編				
第二冊	本邦水道事業ニ關スル調査	四六倍判 四二七頁	定價二、一〇錢 送料一、四錢	
第三冊	本邦瓦斯事業ニ關スル調査	四六倍判 二六九頁	定價一、五〇錢 送料一、四錢	
第四冊	本邦電氣供給事業ニ關スル調査	四六倍判 七七〇頁	定價三、五〇錢 送料二、二錢	
第五冊	本邦軌道事業ニ關スル調査	四六倍判 七三八頁	定價三、五〇錢 送料二、二錢	
第六冊	本邦自動車運輸事業ニ關スル調査	四六倍判 五二〇頁	定價三、〇〇錢 送料二、二錢	
第七冊	本邦地方鐵道事業ニ關スル調査	四六倍判 二一四頁	定價一、二〇錢 送料一、四錢	
第八冊	本邦運河事業ニ關スル調査	四六倍判 六五頁	定價五、〇〇錢 送料六錢	
附錄	公益企業ニ關スル諸家ノ意見	四六倍判 三五〇頁	定價一、五〇錢 送料一、四錢	

「京都市の新瓦斯報償
契約に就て」

定價金二十錢

著者 中村三之助

東京市麴町區日比谷公園二番地

菅原忠治郎

東京市京橋區築地四丁目四番地

印刷者 鈴木 茂

發行所

東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印社會式株刷印間三屋中

A decorative rectangular border with a repeating diamond pattern surrounds the text.

OCZ

302